

令和4年伯耆町  
第5回定例会

条例等議案説明資料概要



令和4年12月

伯耆町 総務課

## 議案等説明資料

提出課：総務課

議案番号 74	職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1. 理由 国家公務員の定年の引上げ及び地方公務員法の一部改正を踏まえ、職員の定年を65歳に引上げ、給与及び退職手当の支給についての必要な措置を講ずること等に伴い、関係する条例について一括して整備を行う。</p> <p>2. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 定年年齢の引上げに関する規定の整備 職員の定年年齢を段階的に引上げ、65歳とするための規定の整備を行う。</li><li>(2) 管理監督職勤務上限年齢制に関する規定の整備 管理監督職勤務上限年齢(60歳)に達した管理監督職(5級以上の職員)については、翌年の4月1日までに非管理監督職に降任する規定を設ける。</li><li>(3) 定年前再任用短時間勤務制・暫定再任用制度に関する規定の整備<ul style="list-style-type: none"><li>① 60歳に達した日以後最初の4月1日から定年退職の日までの間、退職した職員を短時間の職に再任用できる規定を設ける。</li><li>② 定年年齢の引上げに伴い、現行の再任用制度を廃止する。なお定年年齢を引上げる間は、現行と同様に再任用できる制度を暫定的に措置するための規定を設ける。</li></ul></li><li>(4) 情報提供・意思確認制度に関する規定の整備 給与等に関する情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思を確認するための規定を設ける。</li><li>(5) 60歳を超える職員の給与に関する規定の整備<ul style="list-style-type: none"><li>① 60歳に達した日後最初の4月1日以後の職員の給与の月額を7割とする規定を設ける。</li><li>② 60歳に達した日の属する年度の3月31日以後に退職した場合に、定年引上げ前に定年退職する場合と比べ退職手当が下がらないようにする規定を設ける。</li></ul></li><li>(6) 地方公務員法の改正に伴う所要の規定の整備を行う。</li></ul> <p>3. 施行期日 一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行する。</p>	

議案番号 75	伯耆町職員の給与に関する条例の一部改正について						
<b>(提案理由及び概要)</b>							
1. 理由	令和4年8月の人事院勧告等により、所要の改正を行うもの。						
2. 概要	○給料表の改定(平均0.3%の引上げ)						
	○勤勉手当の支給率引き上げ						
	一般職	支給月を0.1月分引上げ(現行4.3月→4.4月)					
	再任用職員	支給月を0.05月分引上げ(現行0.9月→0.95月)					
	(月)						
		現行		令和4年度(改正後)		令和5年度	
		期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
職員	6月期	1.2	0.95	1.2	0.95	1.2	1.0
	12月期	1.2	0.95	1.2	1.05	1.2	1.0
	年計	4.3		4.4		4.4	
再任用	6月期	0.675	0.45	0.675	0.45	0.675	0.475
	12月期	0.675	0.45	0.675	0.5	0.675	0.475
	年計	2.25		2.3		2.3	
3. 施行期日	一部の規定を除いて公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。						

議案番号 76	伯耆町固定資産評価審査委員会委員の選任について					
<b>(提案理由及び概要)</b>						
1. 理由	現伯耆町固定資産評価審査委員会委員の任期が令和5年2月17日をもって満了することに伴い、現委員3名を引き続き選任することについて同意を求めるもの。					
2. 概要	<選任しようとする者>					
	はしたに 橋谷	けんじ 賢二	氏			
	えんどう 遠藤	のりふみ 範文	氏			
	たなか 田中	あつし 厚之	氏			
	<任期>					
	令和5年2月18日から令和8年2月17日まで(3年間)					
	<根拠法令>					
	地方税法第423条第3項					

議案番号 85	伯耆町教育委員会委員の任命について					
<b>(提案理由及び概要)</b>						
1. 理由	現教育委員会委員 羽田 成夫 氏の任期が、令和5年2月17日で満了となるため、再任について議会の同意を求めるもの。					
2. 概要	教育委員会委員(再任:2期目)					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="331 573 515 622">氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="331 622 515 752">羽田 成夫</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	羽田 成夫	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1118 573 1417 622">任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1118 622 1417 752">(4年) 令和5年2月18日から 令和9年2月17日まで</td> </tr> </tbody> </table>	任期	(4年) 令和5年2月18日から 令和9年2月17日まで
氏名						
羽田 成夫						
任期						
(4年) 令和5年2月18日から 令和9年2月17日まで						
3. 根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項					